

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成24年5月24日(2012.5.24)

【公表番号】特表2011-520154(P2011-520154A)

【公表日】平成23年7月14日(2011.7.14)

【年通号数】公開・登録公報2011-028

【出願番号】特願2011-508529(P2011-508529)

【国際特許分類】

G 09 F 3/16 (2006.01)

A 61 G 12/00 (2006.01)

【F I】

G 09 F 3/16

A 61 G 12/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成24年3月29日(2012.3.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

巻き付け式セルフラミネットリストバンドを含むプリンタ処理可能なビジネスフォームであって、前記リストバンドが、一体に形成された窓を一端に有するリストバンド幅のラミネットストラップと、反対側末端にあるイメージ部分と、イメージ部分に隣接する前記ストラップの部分だけに塗布された接着剤とを含み、ラミネットされたとき、イメージ部分に重ねて接着するために着用者の手首の周りに前記窓末端を巻き付けることで、ただイメージ部分をラミネットし、かつ実質的に露出された接着剤を有さないストラップの残りを着用者の手首と接触させたままにする、ビジネスフォーム。

【請求項2】

イメージ末端に重なる窓末端の長さが異なることを可能にし、さらに窓が所定位置に接着される際にまだイメージ部分に一致させるために、前記窓が、イメージ部分の長さよりも実質的に長い長さを有する、請求項1に記載のビジネスフォーム。

【請求項3】

接着剤が、2つの末端が着用者の手首の周りで結びつく際に窓末端をイメージ末端に接着するために、イメージ部分を包囲するストラップに塗布された接着剤の層を含む、請求項2に記載のビジネスフォーム。

【請求項4】

ストラップが単一プライの材料で形成されている、請求項3に記載のビジネスフォーム。

【請求項5】

イメージ部分が、単一プライに塗布された材料の被覆を含む、請求項4に記載のビジネスフォーム。

【請求項6】

イメージ部分が、前記プライに接着された層のダイカット部分を含む、請求項4に記載のビジネスフォーム。

【請求項7】

前記ビジネスフォームにダイカットされたラベル部分をさらに含み、前記ラベル部分が

少なくとも1つのラベルを形成する、請求項1に記載のビジネスフォーム。

【請求項8】

リストバンドが第一部分に形成され、ラベル部分が第二部分に形成され、連続ストリップとして配置された複数の前記ビジネスフォームをさらに含む、請求項7に記載のビジネスフォーム。

【請求項9】

前記窓が、前記ラミネートストラップの透明ラミネート部分を含む、請求項1に記載のビジネスフォーム。

【請求項10】

巻き付け式セルフラミネートリストバンドを含むプリンタ処理可能なビジネスフォームであって、前記セルフラミネートリストバンドが、イメージ受け末端および反対側窓末端を有するリストバンド幅のラミネートストラップを含み、前記ストラップが前記ビジネスフォームから分離可能であって、前記リストバンドが前記ビジネスフォームから分離して窓末端がイメージ受け末端の上に巻きつくと、ただ イメージ受け末端に付与されたイメージをラミネートしてリストバンドを着用者の手首に固定し、一方、着用者の手首と接触するリストバンドの内面に沿って露出された接着剤が実質的に無いままにするために、接着剤の層が2つの末端を貼り合わせるように、イメージ受け末端だけに塗布された接着剤の層をさらに含む、ビジネスフォーム。

【請求項11】

イメージ受け末端がイメージ受け部分を有し、窓末端が透明ストラップ部分を含み、窓末端が、異なる位置でイメージ受け末端に巻き付けられながら、まだイメージ受け部分に透明ストラップ部分を一致させるように、前記透明ストラップ部分がイメージ受け部分よりも十分に長い長さを有する、請求項10に記載のビジネスフォーム。

【請求項12】

窓末端が接着されたときに、実質的に完全に封止することによってイメージ受け部分をラミネートするように、前記接着剤の層が、イメージ受け部分を実質的に完全に包囲する、請求項11に記載のビジネスフォーム。

【請求項13】

イメージ受け部分が、前記ストラップに接着される材料の第二層を含む、請求項12に記載のビジネスフォーム。

【請求項14】

2つの末端が結びついて接着される際に適切に位置合わせされていれば、前記窓末端がイメージ受け部分を完全に覆うように、前記イメージ受け末端が窓末端よりも狭い幅を有する、請求項13に記載のビジネスフォーム。

【請求項15】

つながって連続ストリップになっている複数の前記ビジネスフォームをさらに含む、請求項14に記載のビジネスフォーム。

【請求項16】

複数の自己接着ラベルをさらに含む、請求項10に記載のビジネスフォーム。

【請求項17】

つながって連続ストリップになっている複数の前記ビジネスフォームをさらに含む、請求項16に記載のビジネスフォーム。

【請求項18】

前記リストバンドが、前記ビジネスフォームへの少なくとも1つのダイカットによって形成されている、請求項10に記載のビジネスフォーム。

【請求項19】

前記ダイカットが断続ダイカットである、請求項18に記載のビジネスフォーム。

【請求項20】

巻き付け式セルフラミネートリストバンドを含むプリンタ処理可能なビジネスフォームであって、前記セルフラミネートリストバンドが、イメージ受け末端および巻き付け末端

を有するリストバンド幅のラミネートストラップを含み、前記ストラップが前記ビジネスフォームから分離可能であって、イメージ受け末端だけに塗布された接着剤の層をさらに含み、ラミネートされたときに、前記リストバンドが前記ビジネスフォームから分離して巻き付け末端がイメージ受け末端の上に巻きつくと、イメージ受け末端上のいかなるイメージもラミネートしてリストバンドを着用者の手首に固定し、一方、着用者の手首と接触するリストバンドの内面に沿って露出された接着剤が実質的に無いままにするために、接着剤の層が2つの末端を貼り合わせる、ビジネスフォーム。

【請求項21】

前記ストラップが、少なくとも巻き付け末端において実質的に透明である、請求項20に記載のビジネスフォーム。

【請求項22】

前記ストラップが、実質的にその全長にわたって実質的に透明である、請求項21に記載のビジネスフォーム。

【請求項23】

実質的に透明なラミネートリストバンドストラップであって、前記ストラップが、少なくとも1つの末端に選択的に塗布される接着剤を有しており、かつ十分に長く、着用者の手首に巻き付いて反対側末端を越えて延在し、リストバンドを着用者の手首に取り付けて前記反対側末端上に現れるいかなるインプリントデータに重なり、一方、着用者の手首と接触するリストバンドの内面に沿って露出された接着剤が実質的に無いままにする、リストバンドストラップ。

【請求項24】

前記ストラップの一端に塗布されたイメージ材料の層をさらに含み、前記イメージ材料が印刷イメージを受けて保持するように構成され、前記ストラップが、その反対側末端の下にあるインプリントデータの視認を可能にするように、実質的に透明である、請求項23に記載のリストバンドストラップ。

【請求項25】

前記接着剤が、前記イメージ層の少なくとも片側に塗布されたパッチ状接着剤を含む、請求項24に記載のリストバンドストラップ。

【請求項26】

前記接着剤が、前記イメージ層の両側に塗布されたパッチ状接着剤を含む、請求項25に記載のリストバンドストラップ。

【請求項27】

前記パッチ状接着剤が、実質的にイメージ層に隣接している、請求項26に記載のリストバンドストラップ。

【請求項28】

前記イメージ材料の層が、前記ストラップに接着されたラベルを含む、請求項24に記載のリストバンドストラップ。

【請求項29】

前記イメージ材料の層が、感熱印刷材料の被覆を含む、請求項24に記載のリストバンドストラップ。

【請求項30】

前記イメージ材料の層が、ストラップ上に噴霧することによって塗布される、請求項29に記載のリストバンドストラップ。

【請求項31】

複数の前記ストラップが、容易な分離のために隣接するストラップを分離する脆弱線を備えてページ上に形成されており、反対側末端の下にあるときにインプリントデータの視認を可能にするように、少なくとも前記ストラップのある部分が実質的に透明である、請求項23に記載のリストバンドストラップ。

【請求項32】

情報がインプリントされた自己接着ラベルをさらに含み、前記ラベルがストラップの反

対側末端に接着され、前記ストラップが、反対側末端の下にあるインプリントデータの視認を可能にするように実質的に透明である、請求項2\_3に記載のリストバンドストラップ。

【請求項 3\_3】

前記ストラップが、ラミネート層およびフェースストック層を有し、前記フェースストック層が、印刷された情報を受けて保持するように構成され、前記ストラップの反対側末端の付近に位置する、請求項2\_3に記載のリストバンドストラップ。

【請求項 3\_4】

キャリアをさらに含み、前記キャリアがフェースストックウェブおよびラミネートウェブを有し、前記フェースストック層は前記フェースストックウェブのダイカットによって画定され、前記ラミネート層が前記ラミネートウェブのダイカットによって画定され、前記フェースストック層が前記ラミネート層に接着されている、請求項3\_3に記載のリストバンドストラップ。